

10～12月は市税などの 滞納整理強化期間です

ストップ!滞納



市税・国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。

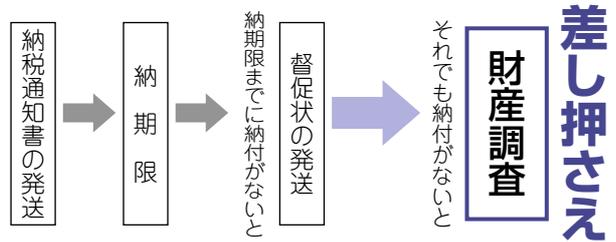
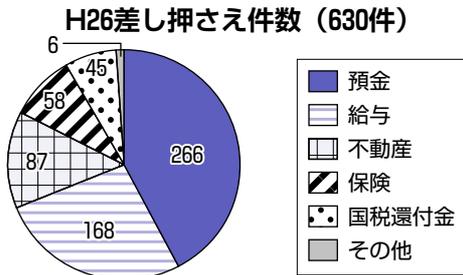
多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。税負担の公平性および税収入を確保するため、本市を始め県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

☎/収納課 ☎463-2023

【本市の取り組み】

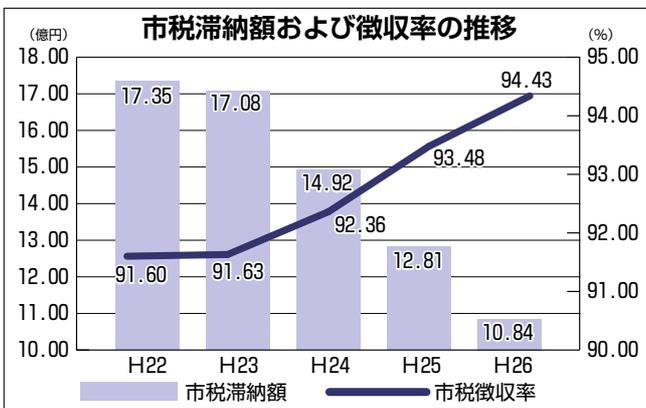
■滞納処分の強化

地方税法の規定により「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときには、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされています。市では、納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には、督促状や催告状を送付するなど自主的な納付をお願いしていますが、それでも納めない方に対しては、財産調査を行い、預金、給与および不動産などの差し押さえを執行しています。平成26年度は年間630件の差し押さえを執行しました。



市税等の滞納状況(平成27年5月末時点)【前年比】

- 市税滞納額(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税)→約10億8千万円【約2億円減】
 - 市税徴収率→94.43%【0.95%UP】
- 市では今後も滞納額の圧縮に努めます!



◆納税相談の利用

病気や災害などの事情により納付が困難な方は、収納課にご相談ください。分割で納付する計画を立てることも可能です。

なお、平日に時間が取れない方は、休日納税相談窓口も利用できます。

〈取扱税目〉

市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

〈10月の休日納税相談の日程〉

通常、第1・3日曜日に行っている休日納税相談ですが、10月については第2・3日曜日となります。

- 日程/10月11日(日)・18日(日)
- 時間/午前8時30分～正午
- 会場/朝霞市役所 収納課(2階20番窓口)

※庁舎北側の夜間通用口をご利用ください(正面玄関からは入れません)。

市税以外もストップ!滞納

「保育園保育料」、「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」については、収納課が徴収事務の一部を担当課から引き継ぎ、差し押さえ等の滞納処分により徴収強化を図っています。

また、裁判所に申し立てることで強制執行が可能となる「学校給食費」については、納付や相談が長期間ない未納者に対して裁判所に支払督促の申し立てを行いました。それでも反応を示さなかった方には強制執行を申し立て、未収金の回収に至っています。今後も、納付や相談がない未納者に対しては、支払督促等の訴えの提起を行います。

☎/収納課 ☎463-0186

税金の納付は口座振替やコンビニ納付が便利です

●口座振替は、指定された口座から自動的に納税ができる便利で確実な制度です。

口座振替を希望する方は、各納税通知書に添付の口座振替依頼書か、収納課または市内金融機関の窓口にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳届出印を持参のうえ、市内金融機関窓口へ提出してください。※ゆうちょ銀行に申し込む場合は、ゆうちょ銀行・郵便局の備え置き用紙をご利用ください。

※申し込みから最初の振替までに1か月ほどかかりますので、余裕を持ってお申し込みください。

●バーコード付きの納付書は納付書発行日から1年間に期限として、お近くのコンビニエンスストアでも納付できます。24時間いつでも納めることができます。ぜひご利用ください。

※取扱店舗は、納税通知書の裏面に記載しています。